

一般社団法人日本血栓止血学会理事会規則

平成 22 年 6 月 26 日	制定
平成 26 年 5 月 29 日	改正
令和元年 11 月 9 日	改正

(目的)

第1条 この規則は、法令又は定款に定めるもののほか、定款第27条に基づき、一般社団法人日本血栓止血学会（以下「本会」という。）の理事会の議事の方法に関する事項について定め、それによって理事会の適正かつ円滑な運営を目的とする。

(構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務施行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員以外の出席)

第3条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(理事会の種類・開催)

第4条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、原則 6 月、11 月、1 月及び 3 月に開催する。

3 臨時理事会は、必要があると認めたときに開催する。

(招集権者)

第5条 理事会は、代表理事（理事長、以下「理事長」という。）が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長が予め指名した理事が理事会を招集する。

2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めたとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前 2 項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(招集手続)

第6条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に對して發しなければならない。

- 2 前項の招集通知は、會議の日時、場所及び會議の主な目的事項を記載した書面で行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(欠席)

第7条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第8条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 前項の規定に係らず、理事長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(決議の方法)

第9条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決とするとところによる。

- 2 前項の場合においては、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。
- 3 第1項の決議については特別の利害関係を有する理事は、その議決加わることはできない。この場合、その理事の数は、第1項の理事に数に算入しない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的ある事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決加わることができるものに限る。）全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(決議事項)

第10条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 社員総会の招集等に関する事項
- (2) 理事に関する事項
- (3) 代議員候補者の推薦に関する事項
- (4) 組織及び人事に関する事項
- (5) 財産・財務に関する事項

- (6) 重要な業務執行に関する事項
 - (7) 委員会規程
 - (8) 利益相反に関する事項
 - (9) 理事候補者の推薦に関する事項
 - (10) その他理事会が必要と認める事項
- 2 理事長は、前項の決議事項（法定事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあっては、理事長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

(報告)

- 第 11 条 理事長及び業務執行理事は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。
- 2 競業取引又はこの法人との間で取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。
- 3 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

- 第 12 条 理事会の議事については、議事録は書面又は電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、出席した理事長（理事）及び監事がこれに署名（記名押印）又は電子署名をしなければならない。
- 2 前項の議事録は、10 年間この法人の主たる事務所に備え置かなければならぬ。

(欠席者に対する通知)

- 第 13 条 議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(理事候補者の推薦に関する規則)

- 第 14 条 理事候補者推薦の決定に際しては代議員を対象とする選挙によることとし、選挙の実施に関し必要な事項は別に定める

(補則)

- 第 15 条 この規則は実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 6 月 26 日から施行する。

